

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

## 農林畜産食品部プレスリリース (2017年2月28日18時00分付け)

忠清南道・世宗特別自治市・京畿道・仁川広域市に一時移動を停止命令拡大  
- 17.2.28 (火) 24時から3.2日 (木) 12時まで、36時間適用 -

出典URL:

[http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449157&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=&parent\\_code=3&popup\\_yn=&tab\\_yn=N](http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449157&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N)

(機械翻訳等に基づく仮訳)

農林畜産食品部は、「一時的な移動停止命令」の適用地域を全羅南道、全羅北道、光州広域市から忠清南道、世宗特別自治市、京畿道、仁川広域市に拡大することにした。

これは最近、全南北地域間の家きん農場でH5N8型高病原性AIが発生したのに続き、西海岸を中心に野生の鳥の移動経路に沿って2月27日に全羅北道益山、忠清南道洪城でAI (H5型) が確認されたためである。

※2月以降の農場の発生地域：海南 (2.21)、青陽 (2.22)、高敞 (2.24)、益山 (2.27)、洪城 (2.27)

今回の「一時的な移動停止命令」は、2月28日の24時から3月2日の12時までの36時間の間、忠清南道、世宗特別自治市、京畿道、仁川広域市の家きん関連の農家、車両及び物品等を対象に発令する。

今回の一時移動の停止対象は、国の動物防疫システム (KAHIS) に登録された29,000ヶ所\*となる。

\*農場 (16,000ヶ所)、と畜場 (17ヶ所)、飼料工場 (148ヶ所)、車両 (13,000台) など

移動停止期間中に7チーム14人の中央調査チームを構成して、農家と畜産関連施設の履行状況を確認し、違反摘発の際には、関連法令に基づいて告発\*など強力な措置を行う計画である。

\*一時移動を停止命令に違反した場合には、「家畜伝染病予防法」第57条の規定により、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金

また、農林畜産食品部は、必要に応じて発生地域の一時的な移動停止命令を延長することができることと明らかにした。

農林畜産食品部は、今回の「一時的な移動停止命令」の期間、養鶏場、と畜場、飼料工場などの畜産関係施設では、一斉清掃と消毒を実施して、家きん農家では、踏み込み消毒槽の設置、長靴履き替え、網の設置、畜舎周囲の生石灰塗布など農家単位で遮断防疫を確認し、徹底することを要請した。

また、農林畜産食品部は、今回の実施する一時的な移動停止命令と防疫強化措置が実効性を上げることができるよう家きん畜産農家、系列企業と自治体などがAI遮断防疫活動に万全を期することも要請した。